

議案第46号

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和7年12月23日提出

愛媛県教育委員会教育長 高岡哲也

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会公告式規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 教育委員会規則（以下「規則」という。）を公布しようとするときは、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入しなければならぬ。</p> <p>2 規則は、愛媛県報に掲載して公布する。ただし、やむを得ない事情により、愛媛県報に掲載することができないときは、教育委員会所定の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。</p> <p>(規程の公布)</p> <p>第4条 第2条の規定は、教育委員会の定める規程で、公表を要するものの公布に準用する。</p>	<p>(規則の公布)</p> <p>第2条 教育委員会規則（以下「規則」という。）は、教育委員会（以下「委員会」という。）の会議において議決した日から起算して7日以内に番号、公布の旨の前文及び年月日を記入し、教育長が署名して公布する。</p> <p>2 規則は、愛媛県報に掲載して公布する。ただし、やむを得ない事情により、愛媛県報に掲載することができないときは、委員会所定の掲示場又は公衆の見やすい場所に掲示して、これに代えることができる。</p> <p>(規程の公布)</p> <p>第4条 委員会の定める規程で、公表を要するものの公布は、番号、公布の旨の前文、年月日及び教育長名を記入し、教育長印を押さなければならぬ。</p> <p>2 第2条第2項の規定は、前項の公布に準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案説明

教育委員会規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものを公布する際の教育長の署名及び記名押印を記名に変更するため、並びに教育委員会規則の公布に係る期間の定めを廃止するため、この規則の一部を改正しようとするものである。

愛媛県教育委員会公告式規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 改正理由

教育委員会規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものを公布する際の教育長の署名及び記名押印を記名に変更するため、並びに教育委員会規則の公布に係る期間の定めを廃止するため、この規則の一部を改正しようとするものである。

2 改正内容

(1) 教育委員会規則等公布時の署名及び押印の廃止

ア 教育委員会規則を公布する際の教育長の署名について、教育長名の記入に変更

イ 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公布する際の教育長名の記入及び押印について、教育長名の記入のみに変更

(2) 教育委員会規則の公布に係る期間の定め（7日以内）を廃止

3 施行期日

公布の日